

雇用促進税制の創設（所得税、法人税、法人住民税）

要望内容

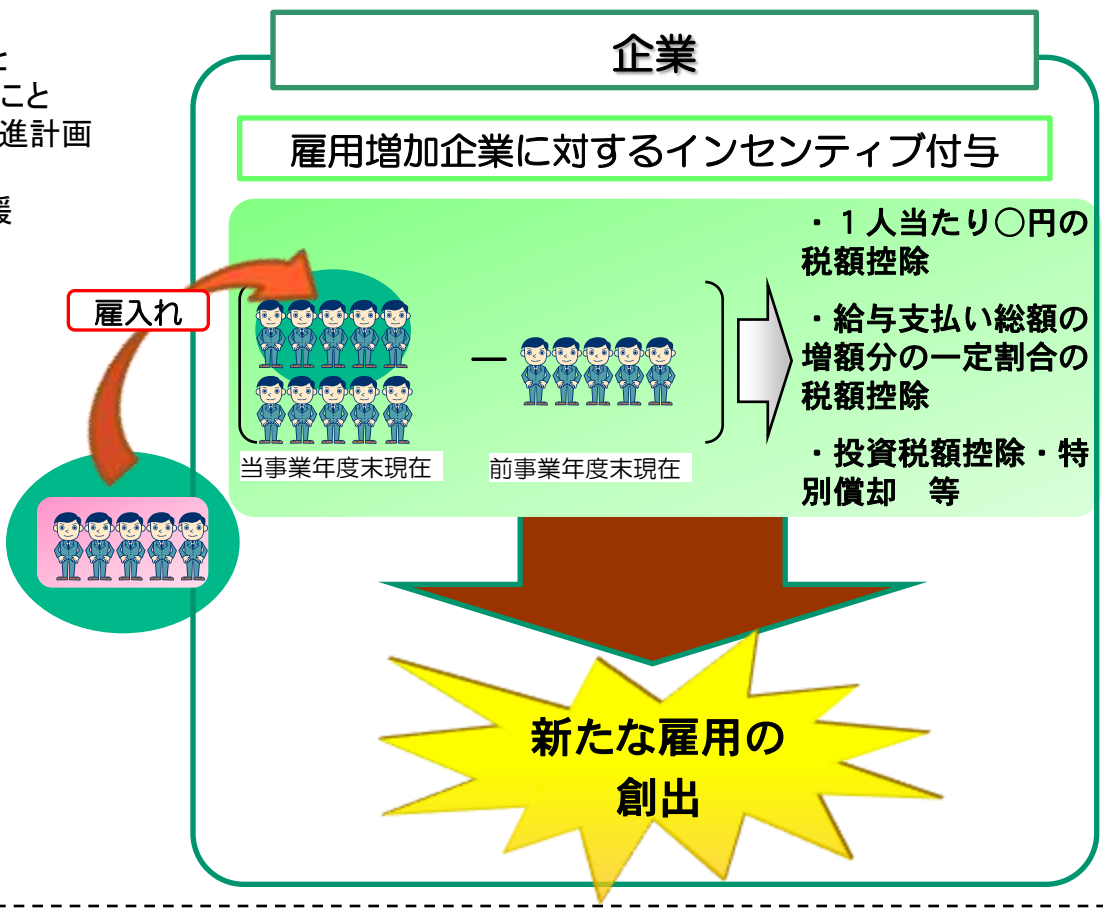
当該年度中に一定以上雇用を増加させた企業に対し、一定の要件の下、税負担を軽減する措置を講ずることを要望する。

【要望の概要】

- ①適用要件：
 - ・年度中に一定以上雇用を増加させたこと
 - ・年度中に事業主都合による離職をしていないこと
 - ・年度中に一定以上給与等支払い額を増加させること
- ②要件確認：
 - ・企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画（仮称）を作成し、ハローワークへ届出。
 - ハローワークが、当該企業の新規採用を支援
 - 雇用数は雇用保険一般被保険者
 - ・年度終了後、ハローワークは、雇用促進計画通りに雇用増加等を達成したか確認。
 - ・企業が確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
 - 給与等支払い額の増加を確認し、「質の高い雇用（ディーセントワーク）」を確保
- ③措置内容： 検討中。

【要望の理由】

「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平22年9月10日閣議決定）を踏まえ、雇用の増加に対する税制上のインセンティブを付与し、もって雇用を促進し、「雇用」を基軸とした経済成長を目指す。



次世代法の認定企業に係る特別償却又は割増償却制度の創設（所得税、法人税）

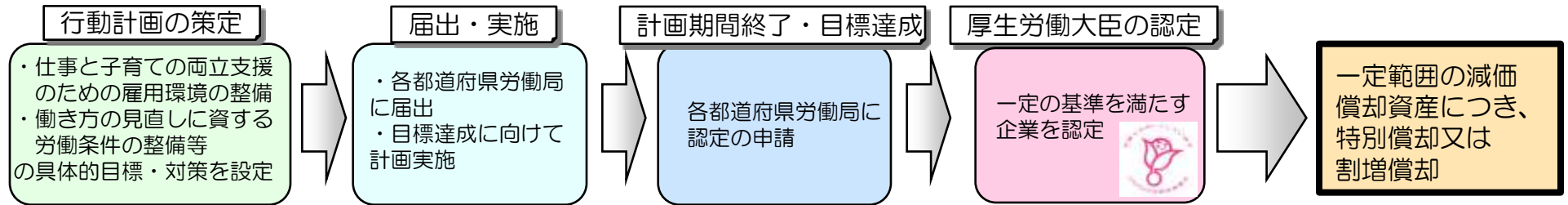
要望内容

次世代法に基づく認定を受けた企業が一定の範囲内で減価償却資産を取得等した場合、特別償却又は割増償却を認めることを要望する。

【要望の概要】

仕事と子育ての両立を可能とする環境整備を促進する観点から、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定を受けた企業が一定の範囲内で減価償却資産を取得等した場合、特別償却又は割増償却を認める。

（注）対象となる減価償却資産の範囲等については検討中。



【要望の理由】

- 仕事と子育ての両立の現状を見ると、女性の第1子出産前後の継続就業率が4割弱に過ぎず、男性の育児休業取得希望は約3割に達するものの、男性の育児休業取得率は1.72%に過ぎない。
- このため、次世代法に基づき、仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする一般事業主行動計画を策定、実行し、厚生労働大臣の認定を受けた企業の取得等した減価償却資産に対し、特別償却又は割増償却を認めることで、認定企業の事業拡大の支援を通じて、認定企業を増加させることにより、働き続けながら子育てしやすい環境整備を促進する。

障害者を多数雇用する事業所に係る特例措置の拡充（所得税、法人税）

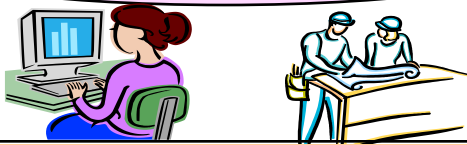
要望内容

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象の拡大を要望する。

【現行制度の概要】

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度（所得税、法人税）

障害者を多数雇用する事業所



要件（①②のいずれかを満たすこと）

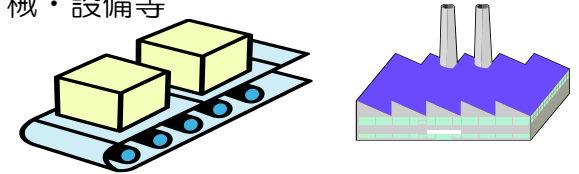
- ①障害者雇用割合が50%以上（※1）
- ②障害者雇用割合25%以上（※1）
かつ障害者を20人（※1）以上雇用

普通償却費
+
普通償却限度額の24%
(工場用建物及び施設は32%)

割増償却

減価償却資産

減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等



【要望の概要・理由】

現行制度の要件は、上記①②のいずれかを満たすこととされているが、就労のより困難な重度障害者（※2）の一層の雇用促進を図るため、
③ 20人（※3）以上の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者の割合が50%（※3）以上であること
を新たな要件として追加し、上記①②に加え、③のいずれかを満たすことで割増償却制度の適用対象とする。

* 1: ダブルカウントあり（短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント）

* 2: 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

* 3: ダブルカウントなし